

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第203号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平日の使用料の特例）

- 3 第6条第1項の規程にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の多目的ホールの使用料は、次の表のとおりとする。

区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
基本使用料	入場料を徴収しない場合	4,830円	6,440円	4,830円	12,880円	12,880円	19,320円
	入場料を徴収する場合 （最高額が1,000円以下）	9,660円	12,880円	9,660円	25,760円	25,760円	38,640円
	入場料を徴収する場合	12,080円	16,100円	12,080円	32,200円	32,200円	48,300円

(最高額が 1,001円以 上)							
------------------------	--	--	--	--	--	--	--

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
基本 使用 料	入場料を徴 収しない場 合	5,790円	7,720円	5,790円	15,440円	15,440円	23,160円
	入場料を徴 収する場合 (最高額が 1,000円以 下)	11,580円	15,440円	11,580円	30,880円	30,880円	46,320円
	入場料を徴 収する場合 (最高額が 1,001円以 上)	14,480円	19,300円	14,480円	38,600円	38,600円	57,900円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。